

44 地租改正のなかで成長した地域指導者たち

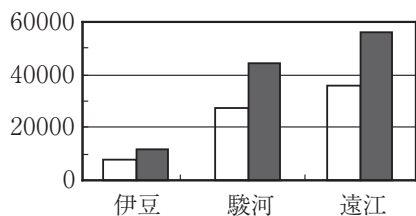
～下からの地租改正がもたらしたもの～

1 駿遠豆で異なる総地租増減率

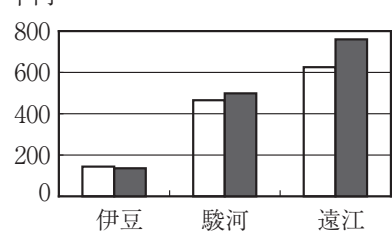
明治政府は、安定的な財源の確立を急務とした。土地所有者が金納する新税制実現のために、1872（明治5）年より地券を発行、翌年の地租改正条例制定により作業は本格化した。地租はその土地の地価の3%とされた。初めは「御一新」による租税軽減を期待した農民も、やがて政府の「旧来ノ歳入ヲ減ゼザル」方針による地租決定方針に失望、各県で激しい反対一揆が起きた。「温

〈グラフ1〉地租改正前後の耕地面積と租税額

□地租改正前 ■地租改正後
耕地面積の変化



租税額の変化



『静岡県史』別編3 図説静岡県史 212頁より作成

和」な静岡県民もこの問題に直面、廃藩置県後に足柄、静岡、浜松の各県別に進行した改正作業は、1876年、現在の静岡県^{あしがら}の姿に三県が再編・合併されるとそのもとで進められた。

〈グラフ1〉は、田・畑・宅地の総面積と、地租の総額を、改正前・後で比較したものである。江戸時代に比べ課税対象地が大幅に増加されている。一方地租総額は、改正前に比べ駿河・遠江が増額なのに伊豆は減額になっている。駿遠豆で差が生じた背景には何があるのだろうか。

2 地域を共通利害で結びつけた地租改正

改正にあたり、村々では、田・畑・宅地、道路、河川、共有地、隣村などの境を明確にして所有地を定め、正確な測量を行った。しかし田や畑は、場所により日照、水利、水害などで収穫量に差があり、持つ価値は異なる。その差を地価に反映するために、田畑に等級をつけた。利害関係が複雑に絡むので、地主惣代人が選ばれ、模範村田畑

の等級と比較し土地ごとに等級を決める地道な作業が行われた。等級は村内が終わると小区相互に、さらに大区相互に決められた。この作業は、下からの積み上げで全体が一村の如く同じ基準で結ばれるので、「連環^{れんかん}」とよばれた。「連環」の完成は、納税という人々が一番敏感な問題に対し、地域全体が共通の利害関係で強く結ばれることを意味したが、駿遠豆でその状況は異なっていた。

3 浜松県民会誕生の契機は混迷した地租改正

地租改正作業が順調に進んだ浜松県では、1876（明治9）年に等級毎の収穫量を米価に換算する基準となる平均収穫反米^{たんまい}の算定に入った。平均収穫反米は、明治3～7年の平均相場をもとに地域毎に算定された。ところが、県が民衆の不満を抑えて申請した1石2斗3升に対して、地租改正事務局は隣県並の1石4斗を指示してきた。困惑した県は、3月、米相場を操作し差額分だけ負担を軽減する代わりに1石4斗案を県民に承諾させるという、数字合わせで事態を乗り切ろうとした。県民は差額分を「交換米」とよび、平均収穫反米が実態より高く固定されることに懸

念をもち大反対した。県は、地元実力者の豪農岡田良一郎^{おかだりょういちろう}と青山宙平^{あおやまちゅうへい}に仲裁を依頼した。彼らは、5年先に平均収穫反米を適正価格に修正すること、今後4年間収穫状況を刈様^{かりだめし}してその根拠とすることを、県に確約させた。さらに、したたかにも、刈様を公正に実施するために、県政に人々の意見を反映させる県民会の正式な設立を県令に受諾させた。2人はそれを〈史料1〉にまとめ、小区長、各村戸長、改租惣代人等を集めて強く説得した。この結果5月下旬には浜松県内各村で交換米を受け入れる請書が提出された。このために浜松県の田畑宅地の地租改正総額は、一見すると約2割の増額で決着したかに見えるのである。

浜松県は約束どおり1876年6月に県民会の開設を通達、16歳以上の戸主権を持つ男女が投票した。浜松県民会は8月10日に発足、良一郎と宙平は正副議長に選出された。ところが8月21日、浜松県が廃止され静岡県に合併されると事態は一変した。当初は旧県の方針を継承すると回答した静岡県令は、10月8日地租改正事務局の方針を受け、刈様不許可を指示したのである。これに激怒した議長の良一郎らは、「遠江国民会」(旧浜松県民会)を足場に、国が確定した1石4斗の平均収穫反米自体を無効とする、「交換米取り消し運動」を強力に展開した。そして全州が結束した結果、約1年がかりで国・県の妥協を引き出したのである。

〔史料1〕交換米問題について「民会之事」明9・4月
 (前略)右は今般改租成頓次第発起可致旨伺度候二付、
 今後四ヶ年之間収穫見様、地理便否・耕耘ノ劳逸・民
 費之多寡・水旱ノ患害、其他一切公平ヲ得テ、遺憾ナ
 キニ至ル方法ハ、都テ之ヲ民会ニ議メ確定シテ官ノ允
 可ヲ乞フヘシ、故ニ明治十二年迄五ヶ年ノ収穫ハ、交
 換御旨趣等領承セサルヲ得サルモノト思ヘリ、民会議
 事章程ハ追テ協義之上草案ヲ起シ、以テ官ノ允許ヲ可
 得、蓋は大ニ民権ヲ舒ヘ、国家幸福ヲ受ルノ基本ナル
 ヲ以テ、吾輩諸君ニ向ヒ賀セサルヲ得ス、諸君願クハ
 与ニ此挙ヲ賛成セヨ、依テ之ヲ演ル、恐々謹言、
 明治九年四月
 発議者 青山宙平
 岡田良一郎
 (『豊田町誌』資料集VI近現代編上巻 155頁)

4 連環未完成の駿河、完成した伊豆

駿河は、廃県がないため旧幕臣出の多い県官と地域指導層の結びつきが強かった。しかし、小区内での利害対立が強く、連環は大区まで進まず、県が強引に裁定するなど混乱した。結局地租改正事務局が官員を派遣、再調査して平均収穫反米を指示し旧来並の地価が決定された。駿遠豆のなかで伊豆は連環が最も完成できた地域である。江戸時代に村落指導層であった豪農たちは、明治になると行政の末端である区・戸長に任命された。彼らは地租改正惣代人や地主惣代人として村民からは公平さを求められ、各村落間では自村の利害を代弁した。連環作業や小区会議、大区会議の場を通じて、彼らは地域を代表する政治意識に目覚め、国や県とも時には対峙した。1878(明治11)年10月、県は伊豆国の田畑平均収穫反米を1石2斗8升8合と通達したが、実態より1斗1升4合多かった。惣代人たちは結束して反対し、県は翌年現地を再調査して1石2斗4升5合4勺に修正して、伊豆国は総額で9,000余円の減租になった。国・県は、後に足柄県再興運動が起きたように、静岡県併合に不満がくすぶる伊豆の人々が、この問題で政情不安に陥るのを危惧していた。

このように、駿遠豆の状況は異なるが、地租改正をとおして納税義務を負わされるばかりでなく、政治に発言できる場の必要性を実感した有力な地域指導者たちは、静岡県会でも、県会の権限拡張を求め県令と対立した。理念だけでなく現実の地域と民衆を背景にした豪農たちは、再開された国会開設運動にも共鳴し、地域からこの運動を積極的にリードしていくのである。

〈参考文献〉

『静岡県史』別編3 図説静岡県史